

葛尾村の投票所にお越しになれない方は 滞在地(避難先)の市区町村で不在者投票ができます

葛尾村公民会館または恵下越集会所で投票する方は、次の手続きは不要です。選挙当日又は期日前投票期間に投票所までお越しください。
期日前投票期間は、10月9日(金)～10月24日(土)までです。

不在者投票は、葛尾村の投票所にお越しになれない方の投票方法です。**当日投票又は期日前投票をする方は、不在者投票の手続きはしないでください。**不在者投票の手続きをした後は、**送付した書類を返却しないと投票できなくなります**のでご注意ください。

第23回福島県知事選挙の投票日は

10月25日(日)です。(告示日10月8日(木))

東日本大震災の影響により、葛尾村及び三春町以外の他の市区町村へ避難されている方は滞在地(避難先)の市区町村選挙管理委員会**で不在者投票**ができます。



- 不在者投票のできる期間 10月9日(金)～10月24日(土)まで
※不在者投票の手続きをした後は、当日投票又は期日前投票ができなくなりますのでご注意下さい。
※郵便が投票日当日までに届かない場合、投票は無効となりますのでご注意下さい。
- 不在者投票のできる時間
・ 葛尾村以外の市区町村
→ 平日休日を問わず午前8時30分～午後8時まで
- 不在者投票のできる場所
滞在地(避難先)の市区町村選挙管理委員会。滞在地(避難先)の市区町村役場にご確認ください。
- 不在者投票の手続き

① 投票用紙等を請求する

「不在者投票請求書兼宣誓書」に必要事項を記入し、葛尾村選挙管理委員会へ郵送してください。

- ※ 「不在者投票請求書兼宣誓書」の用紙は、葛尾村から送付しますが、村のホームページからもダウンロードできます。(1人につき1枚の請求書が必要となります)
- ※ 公示日より前に「請求書兼宣誓書」を請求することもできますので、**早めの請求をお願いします。**(公示日以降に投票用紙を送付いたします。)

② 投票用紙等を受け取る

葛尾村選挙管理委員会から、
「投票用紙、投票用封筒(内封筒と外封筒)、不在者投票証明書」を郵送します。



以下のことをしてしまうと「投票ができなくなります」のでご注意ください。

- ◆ 不在者投票証明書が入った封筒は、絶対に開封しないでください。
- ◆ 自宅で投票用紙に記載しないでください。

※証明書の開封や投票用紙への事前記入は絶対にしないでください。

投票する市区町村の選挙管理委員会へ持参する

③ 滞在地(避難先)の市区町村で投票する

届いた封筒一式を持参し、滞在地(避難先)の市区町村選挙管理委員会で投票してください。



滞在地(避難先)の市区町村から葛尾村選挙管理委員会に投票用紙を送る必要があるため、**余裕を持って早めの投票**をお願いします。

詳しくは、葛尾村選挙管理委員会(電話0240-29-2111)までお問い合わせください。